

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

内子町は、愛媛県のほぼ中央部、松山市から南南西に約40kmの地点に位置し、町の中央には瀬戸内海に注ぐ一級河川・肱川（ひじかわ）の支流である小田川が流れ、山間地域でありながら穏やかで風光明媚な地域である。

面積は、299.43平方km、その広がり東西30.0km、南北17.9kmになり、平地は少なく山林原野が77%を占めている。

落葉果樹の柿をはじめ、栗、ぶどう、梨などの産地でもあり、野菜についても葉ものから根菜まで多様な品種が生産されている。江戸時代には和紙と木蠟の生産地として基盤が整い、明治～大正期にかけて栄え、とくに木蠟は、明治時代に海外輸出によって巨万の富をもたらし、豪華な民家や土蔵建築などが建造された。その結果、約3.5ヘクタール、町道約600m沿いに並び建つ民家群が、昭和57年、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

産業は、平成17年の合併前の旧3町の中心市街地をはじめとして、広域に立地しており、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済・雇用を支えている。

住民基本台帳における令和7年1月末日現在の人口は14,679人であり、世帯数は6,912世帯となっている。就業人口は、第1次産業就業者数1,562人（19.9%）、第2次産業就業者数1,838人（23.4%）、第3次産業就業者数4,462人（56.8%）、町内総生産は、それぞれ2,602百万円、11,527百万円、27,103百万円となっており、農業を基幹産業としながらも第3次産業が中心の町となっている。

現在、域内の中小企業数は減少傾向が続いており、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして平成28年4月20日に国による創業支援事業計画の認定を受け、創業希望者等に向けた支援を講じてきているが、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、引き続き喫緊の課題となっている。

出典：総務省「令和2年国勢調査」

愛媛県「令和3年度愛媛県市町民所得統計」

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指すものである。

これを実現するための目標として、計画期間中に8件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

内子町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が内子町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備は、雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

内子町の産業は、合併前の旧3町の中心市街地をはじめとして、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、内子町全域とする。

### (2) 対象業種・事業

内子町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が内子町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定対象外とし、雇用の安定に配慮する。

併せて、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについても先端設備等導入計画の認定対象外とし、健全な地域経済の発展に配慮する。

なお、その他町長が不適當と認める場合は、本計画の認定対象としない。